

# 社会福祉法人清栄会「行動計画」

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日までの5年間

## 2. 内容

目標1「妊娠中及び産後1年を経過しない女性の母性健康管理」(就業規則 第4章 第47条及び第48条) 制度の周知と相談体制の整備

### 〈対策〉

- (1) 令和3年4月1日～ 女性の母性健康管理について各施設への啓発・周知の実施  
以上、1年ごとの周知徹底と制度活用実績の確認
- (2) 令和3年5月1日～ 相談体制(窓口)の整備

目標2「育児休業」就業規則 第6章 第55条に定めによる育児・介護休業規定制度の周知と相談体制の整備

### 〈対策〉

- (1) 令和3年4月1日～ 各施設への啓発・周知の実施  
以降、1年ごとの周知徹底と制度活用実績の確認
- (2) 令和3年5月1日～ 相談体制(窓口)の整備